

淀川左岸線延伸部事業

～ 発生する土砂の適切な措置に努めます ～

- 淀川左岸線延伸部の事業予定地である大阪府守口市及び大阪市鶴見区の一部において、自然由来と思われる基準値を上回る物質が確認されました。また、過去の土地利用状況から大阪市鶴見区の一部において人為由来による汚染が予想される箇所を確認しました。
- このことから、大阪府、大阪市環境部局は、令和2年2月14日付けで土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定しました。
- 形質変更届要届出区域とは、「汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む)」を差しますが、土地の形質の変更をしようとする者は、大阪府知事、大阪市長に届出を行う必要があります。
- ついては、今後、当該地で行う工事により発生する土砂については、大阪府、大阪市と協議・調整をはかり必要な措置を講じて参ります。



※自然由来: 自然の地層にもともと存在している基準を上回る物質が含まれる土壤のこと

※人為由来: 人の活動により基準を上回る物質が含まれることが想定される土壤のこと